

統一企業法「No.60/2005/GH11」

統一企業法「No.60/2005/GH11」は、全ての経済セクターでの有限会社、株式会社、合名会社、私営企業の設立、管理組織、活動、企業のグループを規定。

第1章：総則

第2章：企業の新規設立・営業登録

第3章：有限会社

第1節：二人以上有限会社

第2節：一人有限会社

第4章：株式会社

第5章：合名会社

第6章：私営企業

第7章：企業グループ

第8章：企業の再編成・解散・破産

第9章：企業に対する国家管理

第10章：執行条項

